

【当院で算定している加算について】

当院では、厚生労働省の定める診療報酬制度に基づき、以下の加算を算定しております。これらは、患者様に安全で質の高い医療を提供するための体制や取り組みに関連したものです。

明細書発行体制等加算	医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。 また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。 尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。 明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。
医療情報取得加算	マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。
一般名処方加算	後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。 ※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。
HPV 核酸検出検査加算	子宮頸がんの原因とされる高リスク型 HPV の検出検査について、適切な体制のもとで実施し、加算を算定しています。
婦人科特定疾患治療管理料	器質性月経困難症を有する患者様にホルモン剤を投与しているものに対して、治療計画を作成し継続的な医学管理を行った場合、3ヶ月に1回算定しています。

一般不妊治療管理料	一般不妊治療(タイミング療法、人工授精)の実施に当たり、必要な医学的管理及び療養上の指導等を行った場合、3月に1回に限り算定しています。
生殖補助医療管理料	生殖補助医療管理料とは、体外受精や顕微授精、胚培養などの生殖補助医療を実施する際に、計画的な医学管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合、月に1回算定しています。
ベースアップ評価料	医療従事者の処遇改善や人材確保の観点から、国の方針に基づき、一定の体制を整備した上でベースアップ評価料を算定しています

上記以外にも、診療内容に応じて法令に基づいた加算を算定する場合があります。
 ご不明な点は窓口にてお気軽にお問い合わせください。

